

# 春日井くらしのガイド

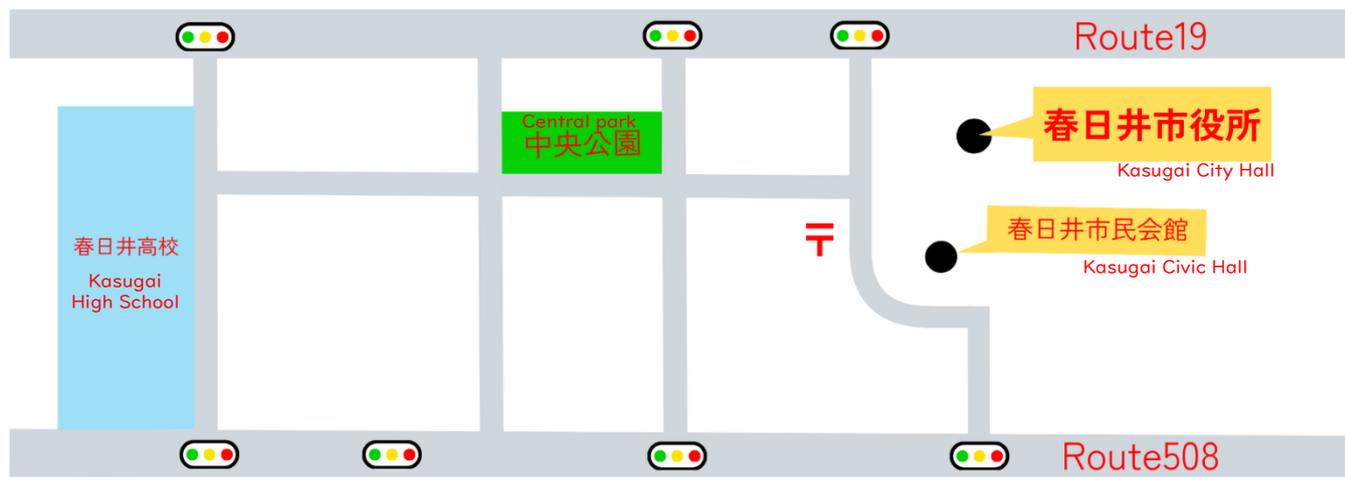
## 日本語版

令和7年1月1日現在

このガイドの説明を国際交流ルーム(地図の★のところ)でします。来る前に電話をしてください。



☎0568-56-1944



レディヤンかすがい  
(国際交流ルーム)

Rediyan kasugai  
(International exchange room)



はじめに

外国から希望と不安を持ち、日本へやってきた外国人の皆さんは、祖国とは違う言葉や生活習慣、文化など、様々なことに戸惑いを感じていると思います。

この「春日井くらしのガイド」は、皆さんが春日井市で安心して生活できるよう、緊急の場合の連絡先や、各種手続き、日常生活での決まり事などを簡単にまとめたものです。

今後の春日井市での生活に役立ててもらえれば幸いです。

春日井市

# もくじ

□ 市役所の業務	1
1 住民登録	2
2 国際交流ルーム	2
3 外国人向け生活オリエンテーション	3
4 相談	3
5 通訳ボランティア派遣	5
6 日本語の学習	6
7 医療保険・年金制度	8
8 介護・障がい福祉	10
9 病院	11
10 休日や平日夜間に急病で受診するとき	12
11 子ども	13
12 検診・健診・予防接種	16
13 火事	19
14 救急	20
15 警察	20
16 ごみ	21
17 防災	23
18 税金	24
19 建築	28
20 水道	28
21 ペット（狂犬病予防）	28
□ 外国人向け広報誌「Information KASUGAI」	29
□ 図書館の利用	29
□ 区・町内会・自治会への加入	29

## 市役所の業務

### 春日井市役所

市役所は、生活するうえで重要な公的機関です。住民登録、結婚、出生の手続き、国民健康保険などの窓口があるほか、外国人相談も行っています。

場所 ▼ 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目 44 番地

Tel: (0568) 81-5111

ホームページアドレス <https://www.city.kasugai.lg.jp>



駐車場 ▼ 台数に限りがあります。

交通機関 ▼ JR春日井駅より名鉄バス「鳥居松」下車、徒歩2分

かすがいシティバス“はあとふるライナー”「春日井市役所」下車すぐ

開庁時間 ▼ 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 ▼ 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)

### <ホームページ:ほかの言語に表示を変えたいとき>



### <やさしい日本語にしたいとき(ひらがな)>



## 1 住民登録

戸籍住民課 TEL: (0568) 85-6138

中長期在留者として新たに入国した外国人は、市役所で住民登録を行う必要があります。さまざまな行政サービスを受けるためにも、市役所戸籍住民課で住民登録の手続きをしてください。

必要なもの: 在留カード

(転入届・転居届・転出届など引越し・住民登録関連)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/todoke/1001889/jumin/index.html>



## 2 国際交流ルーム

市内の国際交流や多文化共生に関する情報を発信する施設です。生活する上で役立つ外国語に翻訳されたパンフレットや国際交流活動を行う団体に関する情報などを得ることができます。また、外国人市民に対する日常生活に関する情報提供及び相談をしています。

場 所 ▼ 〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町2丁目 247 番地

TEL: (0568) 56-1944

駐 車 場 ▼ 台数に限りがあります。

交通機関 ▼ JR春日井駅より名鉄バス「鳥居松2丁目」下車、徒歩1分

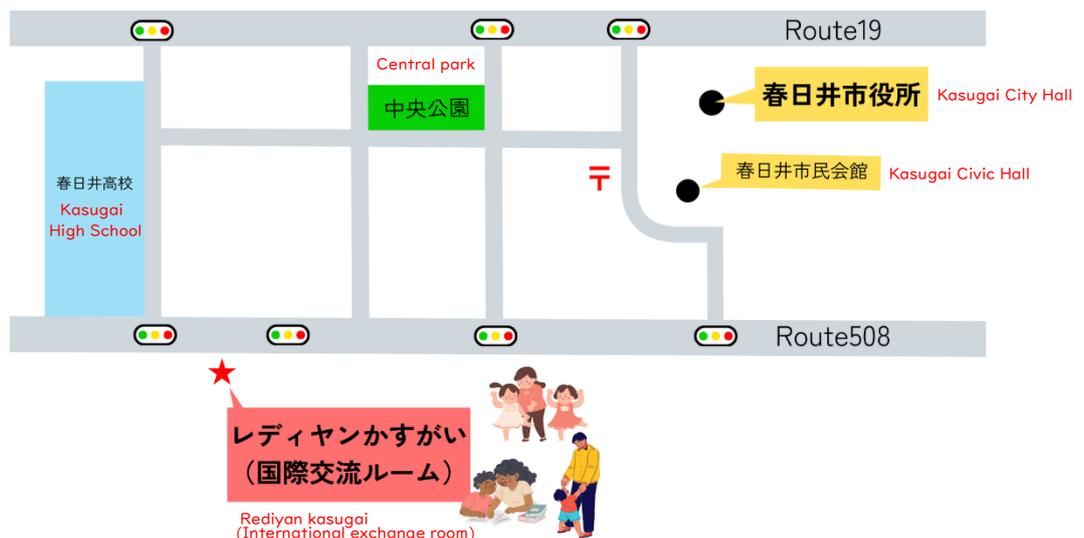
かすがいシティバス「はあとふるライナー」「鳥居松2丁目」下車、徒歩1分

利用時間 ▼ 火～日曜日 午前9時～午後5時

休 館 日 ▼ 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

(施設案内 国際交流ルーム)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/sankaku/kaigaiyuukoutoshi/1009610.html>



### 3 外国人向け生活オリエンテーション

国際交流ルーム Tel: (0568) 56-1944

春日井市に来たばかりの外国人市民の方に、ごみの出し方や地震のときに逃げる場所など、春日井市での生活ルールなどについて説明します。

内 容 ▼ ごみの出し方、医療保険や病院、救急車のよびかた、地震などのときに逃げる場所、市役所の窓口など

場 所 ▼ 国際交流ルーム  
※2ページの地図をご覧ください。

受 付 ▼ 随時(火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで)

参加費用 ▼ 無料

日本語での説明の場合は、予約の必要はありませんので、直接、国際交流ルームに来てください。

なお、母語での説明を希望される方は、事前に国際交流ルームTel: (0568) -56-1944へ予約してください。

(生活オリエンテーション)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/sankaku/kaigaiyuukoutoshi/1009614.html>



### 4 相談

#### (1)外国人相談

春日井市では、外国人の皆さんのお困りごとや不安な気持ちを軽減するための外国語による相談を受け付けています。

▼ 開催日 第1～第4水曜日

第1水曜日 英語・フィリピン語

第2水曜日 ポルトガル語

第3水曜日 スペイン語

第4水曜日 ポルトガル語

▼ 時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

▼ 場 所 市役所2階 市民相談コーナー

Tel: (0568) 85-6624 (相談日のみ開設)

(市民相談)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1033189/sodan/shiminsoudan/index.html>



(2)技能実習生相談窓口

技能実習SOS・緊急相談専用窓口

(OTIT 外国人技能実習機構) <https://www.otit.go.jp>



(3)DV相談[電話・面接相談・WEB面接相談 ※WEB面接相談は予約制]

地域共生推進課 TEL:(0568)85-7867

配偶者、恋人からのドメスティック・バイオレンスについての相談

▼ 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

(ドメスティック・バイオレンス(DV))

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/fukushi/1011728/dv-t/index.html>



(4)女性の悩み相談[電話・面接相談 ※面接相談は予約制]

多様性社会推進課 TEL:(0568)85-7871

結婚・離婚、夫婦、家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱い、  
セクシュアル・ハラスメントなどの不安や悩みごとについての相談

▼ 火曜日から金曜日 午後1時～午後4時30分

(祝休日及び年末年始を除く)

※通訳を希望される方や託児付相談を希望される方は、相談希望日の1週間前までに  
申し込んでください。

## 5 通訳ボランティア派遣

国際交流ルーム TEL: (0568) 56-1944

日本語での意思疎通が十分にできない外国人市民を対象に、春日井市内の公共施設で手続きを行うときに通訳をするボランティアを派遣します。通訳ボランティアが必要なときは、ボランティアが必要な日の1週間前までに申し込んでください。

▼ 通訳できる言語：英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語(タガログ語)・  
ベトナム語 他

▼ 派遣できる場所：春日井市内の公共施設

▼ 派遣時間：公共施設の開いている時間で2時間以内

※通訳が入ると窓口の手続きには時間がかかるため、余裕をもって申し込んでください。

▼ 通訳できる内容：市役所や公共施設で行う手続きの補助

※ただし、専門的な内容には派遣できません

□ 通訳ボランティアの募集も行っています。ボランティアとして登録を希望される方は、お問い合わせください。

(通訳ボランティア派遣)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/sankaku/kaigaiyuukoutoshi/1009612.html>



## 6 日本語の学習

〈かすがいふれあい教室(日本語教室)〉 国際交流ルーム TEL: (0568) 56-1944

はじめて日本語を勉強する人、日本語があまりわからない人のための教室です。  
日本語や日本の文化などを学ぶことができます。

学習できる人 ▼ 15歳以上で春日井市に在住・在勤・在学の方

受講料 ▼ 教科書のお金が必要です。(受講料無料)

場 所 ▼ レディヤンかすがいまたは高蔵寺ふれあいセンター

<レディヤンかすがい>

開 催 日 ▼ 金曜日または日曜日(年36回)

時 間 ▼ 午前10時~午前11時45分

申 込 ▼ 授業のある日の30分前までに1階の国際交流ルームに来てください。

<高蔵寺ふれあいセンター>

開 催 日 ▼ 日曜日(年36回)

時 間 ▼ 午後1時30分~午後3時15分

申 込 ▼ 授業のある日の30分前までに2階の第3集会室に来てください。

(かすがいふれあい教室(日本語教室) )

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/sankaku/kaigaiyuukoutoshi/1009611.html>



〈かすがいふれあい教室(子どもの日本語教室)〉 国際交流ルーム TEL:(0568)56-1944

外国にルーツを持ち、初めて日本語を勉強する、あまり日本語がわからない子どものための教室です。

簡単な会話や文字、日本の文化などを学ぶことができます。

開催日 ▼ 日曜日(年39回)

時間 ▼ 午前10時~午前11時45分

場所 ▼ レディヤンかすがい

学習できる人 ▼ 春日井市内に在住の外国につながりを持つ4歳~中学生

申込 ▼ 授業のある日の30分前までに1階 第1会議室に来てください。

受講料 ▼ 無料

(子どもの日本語教室)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/sankaku/kaigaiyuukoutoshi/1016664.html>



受講生の国籍は問いません。いつからでも始められます。

## 7 医療保険・年金制度

保険医療年金課 TEL: (0568) 85-6156

### 医療保険

医療保険には、職場で加入する保険（社会保険）と国民健康保険並びに後期高齢者医療制度があります。

#### 〈国民健康保険〉

住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、1年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人で、他の健康保険の加入資格がない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

①保険料は、世帯ごとに加入者の所得や加入者数などに応じて決定されます。

②病院で治療を受けるときには、忘れずに病院に保険証、資格確認書、マイナ保険証のいずれか有効なものを持って行ってください。

（国民健康保険）

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/kokuho/index.html>



#### 〈後期高齢者医療制度〉

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障がいのある人は65歳以上）の人を対象とした医療制度です。

住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、1年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人は、75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度に加入します。

また、一定の障がいのある65歳以上の人で、住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、1年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人は、身体障がい者手帳など障がいの状況が確認できるものを添えて申請（任意加入）していただくことにより加入できます。

①保険料は、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で決定されます。

②病院で治療を受けるときには、忘れずに病院に保険証、資格確認書、マイナ保険証のいずれか有効なものを持って行ってください。(令和7年7月31日までは、加入の事務処理後に資格確認書を郵送します。)

(後期高齢者医療制度)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/senior/kourei/koukikourei/index.html>



〈健康診査等について〉

40歳から74歳までの国民健康保険被保険者には、糖尿病や高血圧など生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査を実施します。その結果、保健指導が必要な方へ特定保健指導を実施します。

(特定健診)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/kokuho/tokuteikenshin/1027342.html>



後期高齢者医療被保険者には、生活習慣病の予防を図り高齢者の健康の保持増進を目的とした後期高齢者健康診査を実施します。

(後期高齢者健診)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/kokuho/tokuteikenshin/1001965.html>



## 公的年金制度

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、日本国籍の有無に関係なく、公的年金制度に加入することが義務づけられています。

年金事業は、厚生労働省から委託・委任された日本年金機構が行っています。

詳しくは、日本年金機構の年金事務所にお問い合わせください。

名古屋北年金事務所 TEL: (052) 912-1213

〒462-8666 名古屋市北区清水五丁目6番25号

市役所では、国民年金1号被保険者の各種手続きや、保険料の免除申請の手続き等を行っています。

(国民年金の概要)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/1003292/1028249.html>

(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>



## 8 介護・障がい福祉

### 〈介護保険制度〉

介護・高齢福祉課 TEL: (0568) 85-6183

次の介護保険資格を有する方は、市の認定を受けて、介護保険サービスを利用することができます。

①住民基本台帳に記録のある65歳以上の方

(ただし、日本に短期間しか滞在しない場合については、介護保険の対象外となります。)

②40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方

(法令で決められた病気(特定疾病)が原因で介護が必要となった場合)

介護保険サービスを利用するには、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に連絡をします。

利用者・家族・介護サービスの提供事業所が、どの介護サービスを、いつ、どれだけ利用するか話し合って計画を作り、サービスが提供されます。

(介護が必要になったら(要介護認定の申請))

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/1011073/kaigonintei.html>



### 〈障がい福祉制度〉

障がい福祉課 TEL: (0568) 85-6186

身体、知的、精神に障がいのある方は、障がい者手帳や障がい福祉サービスの申請ができます。障がい者手帳の区分や等級に応じて、各種手当等が支給される場合もあります。

(障がい福祉)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/syogai/index.html>



## 9 病院

公立のものと民間のものがあります。

### 公立病院

春日井市民病院

場 所 ▼ 〒486-8510 愛知県春日井市鷹来町1-1-1

Tel: (0568) 57-0057

受付時間 ▼ 月～金曜日 午前8時30分～午前11時30分

休 診 日 ▼ 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)

### <診療科>

内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、メンタルヘルス科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科

※初診時に紹介状をお持ちでない場合、診療費とは別に7,700円(歯科の場合5,500円)をお支払いいただくことがあります。

### 民間病院

休診日、診察時間については、各病院によって違います。

## 10 休日や平日夜間に急病で受診するとき

- (1) かかりつけ医にお問い合わせください。かかりつけ医であれば、普段の診察や情報などから総合的に判断し、適切な治療が受けられます。
- (2) かかりつけ医が不在のときには、休日・平日夜間急病診療所で診療が受けられます。診療時間等を確認し、事前に連絡してから受診してください。

春日井市休日・平日夜間急病診療所(総合保健医療センター) TEL:(0568)84-3060

診療科目	診療日	診療時間
内科 小児科	平日夜間 ※祝休日及び年末年始は除く	午後9時～ 午後11時30分
	土曜日 ※祝休日及び年末年始は除く	午後6時～午後9時
	日曜日・祝休日 年末年始 (12/30～1/3)	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時
外科	日曜日・祝休日 年末年始 (12/30～1/3)	午前9時～正午 午後1時～午後5時
歯科	日曜日・祝休日 年末年始 (12/30～1/3)	午前9時～正午

- ・受付は診療開始時間の30分前から診療終了時間の30分前までです。
- ・この急病診療所は、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力で実施しています。

- (3) かかりつけ医、休日・平日夜間急病診療所で受診できない場合や、受診先がわからない場合は、次のところにお問い合わせください。

(休日や平日夜間に急病になったとき)

[https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/kyujitsukyubyo\\_list/kyuujiitsukyuu.html](https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/kyujitsukyubyo_list/kyuujiitsukyuu.html)



愛知県救急医療情報センター TEL: (0568) 81-1133

患者さんから一番近い医療機関を紹介しますので、患者さんの症状・住所・氏名・年齢などを伝えてください。

※医療機関を紹介されたときは、確認の電話を入れてから受診してください。受診の必要がなくなっても、医療機関にご連絡ください。

受付 ▼ 毎日 24 時間体制

愛知県小児救急電話相談 #8000(短縮番号)またはTEL:(052)962-9900

夜間の子どもの急病時、受診を迷ったときに専門の相談員に電話で相談することができます。

受付 ▼ 毎日午後7時～翌朝午前8時

あいち救急医療ガイド(愛知県救急医療情報システム) <https://www.qq.pref.aichi.jp/>

インターネットで、その時に受診可能な医療機関を検索することができます。なお、受診前に必ず直接医療機関にお問い合わせください。



## 11 子ども

### 福祉

#### <子ども医療費助成>

保険医療年金課 TEL: (0568) 85-6194

次に該当する医療保険適用後の自己負担額を助成します。

・18歳到達後の最初の年度末までのお子さんの入院費・通院費

#### (子ども医療費助成)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002397/kosodate/1002480.html>



#### <学生医療費助成>

保険医療年金課 TEL: (0568) 85-6194

18歳到達後の最初の4月1日から24歳到達後の最初の年度末までの学生で、一定の条件に該当する人に対して、入院費に係る医療保険適用後の自己負担額を助成します。

※詳細は市ホームページなどをご覧ください。

#### (学生医療費助成)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryu/kakusyuiryou/1019892.html>



### 〈児童手当〉

子育て推進課 TEL: (0568) 85-6201

高校生相当年齢(18歳到達後の最初の年度末まで)までの児童を養育している人に支給されます。詳しくはお問い合わせください。

(児童手当)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002302/1002303.html>



### 〈児童扶養手当・愛知県遺児手当・子ども福祉手当〉

子育て推進課 TEL: (0568) 85-6201

ひとり親家庭又は父母のいない18歳以下(18歳到達の年度末日まで。児童扶養手当・子ども福祉手当については、一定の障がいがある場合20歳未満まで)の子どもを養育している方に手当を支給します。それぞれの制度で支給の条件、所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

(児童扶養手当)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002302/1002305/1002306.html>



(愛知県遺児手当)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002302/1002305/1002309.html>



(春日井市子ども福祉手当)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002302/1002305/1002308.html>



### 〈保育園・認定こども園・小規模保育園〉

保育課 TEL: (0568) 85-6202

保育園は、概ね6か月以上の就学前の子どもを、保護者が働いていたり、家族に病人がいてその看護をしているなどの理由で恒常的に保育を必要とする場合に、保護者に代わって養護及び教育を一体的に行う児童福祉施設です。

認定こども園は、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する施設で、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設です。

小規模保育園は、市が認可する保育事業のひとつで、保育園同様、保護者に代って保育する施設です。0歳児から3歳未満児を対象として定員6人以上19人以下で保育を行います。

(保育園・認定こども園・小規模保育園とは)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002319/hoikuen/1002325.html>



## 健康

### 〈予防接種〉

健康増進課 TEL: (0568) 85-6168

#### 【定期予防接種】

ワクチンごとに年齢・接種する回数が決まっています。対象者には、接種券を郵送します。市内の指定病院を予約し、券と母子健康手帳を持って接種を受けてください。なお、券を無くした場合や、他市区町村などで接種を受ける場合は、健康増進課で手続きが必要です。

#### 【任意予防接種】

##### （おたふくかぜ）

接種する日の年齢が1歳～6歳の小学校に入る前の子どもに、接種費用の一部を市が支払います。※一定の条件があります。

##### （子どもの予防接種）

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/yobou/1027116/index.html>



### 〈母子健康手帳〉

こども家庭支援課 TEL: (0568) 85-6170

妊娠届出書を提出すると、外国語版または日本語版の母子健康手帳と、対象者には別冊「母と子のしおり」（妊産婦・乳児健康診査等受診票）が交付されます。

（窓口はこども家庭支援課 市役所2階・総合保健医療センター3階）

##### （妊娠届、母子健康手帳）

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/bosihoken/1003145.html>



### 〈乳幼児の健康診査〉

こども家庭支援課 TEL: (0568) 87-1552

4か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しています。対象者には案内が郵送されます。

##### （乳幼児健康診査（集団健診、4か月・1歳6か月・3歳児健康診査））

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/bosihoken/1003173.html>



## 教育

### 〈幼稚園〉

保育課 TEL: (0568) 85-6202

3歳から5歳までの子どもを対象とした、就学前の教育機関です。

市内には私立の幼稚園があります。詳しくは、各幼稚園に確認してください。

### 〈市立小・中学校〉

学校教育課 TEL: (0568) 85-6441

小学校は6歳で入学し12歳で卒業、中学校は12歳で入学し15歳で卒業します。入学を希望する場合は、保護者が春日井市教育委員会へ申し出る必要があります。

なお、経済的な理由により、学校で必要な費用の一部が援助される場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

(就学援助について)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002499/school/1009202.html>



### 〈学校給食〉

学校給食課 TEL: (0568) 85-6341

小学校、中学校では、お昼に給食があります。

食物アレルギーや宗教上の理由で給食を全く食べない場合は、あらかじめ学校へ相談してください。

学校給食費は、後払いです。給食費の納付方法は、①児童手当からの納付、②口座振替、③納付書での納付がありますので、①～③のうちひとつ選んでください。

なお、経済的な理由により、給食費等の費用が援助される場合があります。

詳しくは、学校給食課へお問い合わせください。

(学校給食費)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/1002499/kyushoku/1012060.html>



## 12 検診・健診・予防接種

### 〈がん検診等〉

健康増進課 TEL: (0568) 85-6166

検診ごとに対象年齢があり、対象者には、該当する受診券を郵送します。市内の指定医療機関に予約し、受診券、受診料金、保険区分がわかるもの(マイナ保険証、健康保険証(有効期限を迎えていないもの)、資格確認証)を持って受診してください。受診券には有効期限があります。なお、受診券を紛失した場合は、事前に健康増進課で再発行の手続きが必要です。

(がん検診等の受け方・受診券の再発行)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/1003121/1003125.html>



### 〈歯科健診〉

健康増進課 TEL: (0568) 85-6422

令和6年度(2024年4月1日~2025年3月31日)中に20歳・30歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・76歳・80歳になる人、並びに妊婦及び産婦を対象に、無料の歯科健診を行っています。対象者には、受診券を郵送します。

妊婦及び産婦は、母子健康手帳別冊の「母と子のしおり」内にある「妊産婦歯科健診受診券」で受診できます。

市内の実施医療機関に予約し、受診券と健康保険証を持って受診してください。受診券には有効期限があります。なお、受診券を紛失した場合は、事前に再発行の手続きが必要です。

### (すこやか歯科健診)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/1003195/1003205.html>



### (後期高齢者歯科健診)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/1003195/1031042.html>



### (妊産婦歯科健診)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryo/1003195/1003204.html>



### 〈予防接種〉 ※子どもの予防接種は「11子ども」に記載

健康増進課 TEL: (0568) 85-6168

### 【風しん】

1962年4月2日~1979年4月1日生まれの男性は、風しんの検査と予防接種が無料で受けられます。(令和7年3月まで)

また、妊娠を予定、希望している夫婦や妊娠している女性の夫には、接種費用の一部を市が支払います。※一定の条件があります。

### 【インフルエンザ】

接種する日の年齢が65歳以上の人は、接種費用の一部を自分で支払うことで予防接種を受けることができます。(接種を受けられる決まった期間があります)

### 【肺炎球菌】

接種する日の年齢が 65 歳の方は、接種費用の一部を自分で支払うことで、予防接種を受けることができます。対象者には案内はがきを郵送します。

なお、上記とは別に、接種する日の年齢が 65 歳以上の方に対し、接種費用の一部を市が支払う制度もあります。※一定の条件があります。

### 【新型コロナウイルス】

接種する日の年齢が 65 歳以上の方は、接種費用の一部を自分で支払うことで予防接種を受けることができます。(接種を受けられる決まった期間があります)

### 【带状疱疹】

接種する日の年齢が 50 歳以上の方は、接種費用の一部を市が支払います。ワクチンの種類は2種類ありますので、病院の先生と相談して接種を受けてください。

※一定の条件があります。

(大人の予防接種)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/iryoyobou/1027125/index.html>



## 13 火事

火事を出してしまったたり、発見したりしたときは、119番へ通報しましょう。

### 【通報例】

指令員：火事ですか？救急ですか？

通報者：火事です。

指令員：火事が起きている場所の住所を教えてください。

通報者：〇〇町1丁目1番地、介護施設△△です。

指令員：何階建ての何階から出火していますか？

通報者：2階建ての1階にある厨房から火が出ています。

指令員：初期消火は実施できていますか？

通報者：実施しましたが失敗しました。

指令員：ケガ人や逃げ遅れた方はいますか？

通報者：厨房内に2人逃げ遅れがいます。

指令員：避難誘導は実施できていますか？

通報者：職員、利用者合わせて〇名避難済みです。

※火災通報時には、通報者の安全が確認できれば、通信指令員から様々な質問をします。あらかじめ聞かれることを確認しておき、慌てず正確な通報ができるようにしておきましょう。

## 14 救急

急病や交通事故、けがなど、急いで手当が必要なときは、119番通報しましょう。

### 【通報例】

指令員：火事ですか？救急ですか？

通報者：救急です。

指令員：救急車を向かわせる住所を教えてください。

通報者：〇〇町1丁目1番地、介護施設△△です。

指令員：誰がどうしましたか？

通報者：〇〇さん男性〇歳が急に倒れました。

指令員：呼びかけて反応はありますか？呼吸はしていますか？

通報者：呼びかけても反応がありません。呼吸もしていません。

指令員：携帯電話をスピーカーモードに切り替えをお願いします。

通報者：切り替えました。

指令員：応急手当（胸骨圧迫や止血）を実施する必要があります。

【指令員の指示に従い応急手当を実施します。】

指令員：救急隊の誘導をお願いします。あなたの名前を教えてください。

通報者：職員が入り口まで出ます。〇〇と申します。

※どんなことを聞かれるかあらかじめ知っておき、情報を整理して通報することで、迅速な救急要請に繋がります。

※伝達に急を要するので、言葉に自信がなかったり、住所等がわからないときは、わかる人に代わって通報してください。

## 15 警察

交通事故や犯罪が起きたときは、110番へ通報しましょう。

### 【通報例】

110番をかけるときは、落ち着いて次のことを知らせてください。

「何があったか」

「いつあったか」

「場所はどこか」

「名前」

## 16 ごみ

ごみ減量推進課 TEL: (0568) 85-6222

春日井市では次のように資源・ごみを分別します。

詳しくは、資源・ごみの出し方（英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語）で確認してください。市役所でお渡ししています。

資源・ごみの区分	主な例	排出方法	収集回数
資源 (プラスチック製容器包装)	卵のパック、トレイ 冷凍食品の袋、菓子の袋 ペットボトルのキャップ、ラベル、 発泡スチロール	 指定袋(透明)	週1回
資源 (飲料缶・ガラスびん・ペットボトル)	飲料用のアルミ缶・スチール缶 飲食用のガラスびん 飲料・しょうゆなどのペットボトル	 透明・半透明の袋 ※飲料缶、ガラスびん、ペットボトルは別々の袋に入れてください。	月2回
資源 (古紙・古着)	新聞紙(折り込みチラシ含む) 雑がみ(ティッシュの箱や封筒など) 雑誌・段ボール・牛乳パック類、古着	紙ひもで縛る ※雑がみは雑誌と一緒に出すか、紙袋に入れてください。	月2回
資源 (金属類(小型家電を含む))	なべ、フライパン、やかん 小型家電、石油・ガス器具類 ※テレビなど家電リサイクル対象品目などは出せません。また、充電式電池は、原則はずしてリサイクル協力店へ。	透明・半透明の袋	月1回
金属類 (発火性危険物)	スプレー缶、ガスボンベ、使い捨てライター、 充電式電池を内蔵した小型家電 ※スプレー缶、ガスボンベは使いきって穴をあけ、使い捨てライターは使い切る。	指定袋(赤色) ※使いきれない、穴があけられないスプレー缶等は、公共施設へ。	

燃やせるごみ	生ごみ(残飯)、木くず、革製品、 カセットテープ、ビデオテープ 靴、紙おむつ、タバコの吸い殻、 汚れの落ちないプラスチック製容器包装、 30cm以下のプラスチック製品	指定袋(黄色)	週2回
燃やせないごみ	30cm超80cm未満のプラスチック製品、 ガラス・陶器類	指定袋(青色)	月2回

資源やごみは、収集日の朝8時まで、地区ごとに決められたごみステーションに出しましょう。

### 資源・ごみの出し方

春日井市では、家庭から出る資源やごみの分別収集を行っています。

ごみステーションは、みんなで清潔に使うものですので、次のことを守り、資源やごみを出してください。

- 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「金属類(発火性危険物)」は、指定袋に入れて出してください。指定袋はスーパーやコンビニ等で販売しています。
- 資源やごみは、分別してごみステーションに出してください。
- 地区ごとに決められたごみステーションに出してください。防鳥用ネットがある場合は、防鳥用ネットの下に入れてください。
- 資源やごみは、収集日の朝8時までに出してください。前日には出さないでください。収集が終わった後に出された資源やごみは収集されません。
- 収集日は、地区により異なります。ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(右のQRコードからインストールしてください。)もしくは環境カレンダー(市役所ほか市内の公共施設でお渡ししています。)で確認してください。



● 次のものは、ごみステーションに出せません。(基本的に有料です)

種 類	出し方
粗大ごみ(一辺の長さが 80cm 以上2m以下で 50kg 以下のもの)	収集 :清掃事業所に申し込み (1点1000円)※1回3点まで 持込み:クリーンセンターへ (重さにより料金が異なります。)
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機	リサイクル料金が必要です。 詳しくは「資源・ごみの出し方便利帳」をご覧ください。
特定廃棄物 (スプリングマットレス・自家用自動車のタイヤ・バッテリー・ホイール等)	収集 :清掃事業所に申し込み 持込み:クリーンセンターへ (種類により料金が異なります。)
パソコン	市では収集、処理は行いません。 市の協定締結事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」に電話(0570-085-800)もしくはホームページ ( <a href="https://www.renet.jp/">https://www.renet.jp/</a> )から申込みか、 メーカーにお問い合わせください。
引越し等に伴う一時多量ごみ	クリーンセンターに持ち込んでください。 (重さにより料金が異なります。)

※クリーンセンターへの持込みは、事前にクリーンセンターへの連絡が必要です。

～問い合わせ先(問い合わせは、日本語でお願いします。)～

- ・ごみの分別、リサイクルに関すること ごみ減量推進課 TEL:(0568)85-6222
- ・粗大ごみなどの収集、ごみステーションに関すること 清掃事業所 TEL:(0568)84-3211
- ・ごみ、資源の持ち込みに関すること  
クリーンセンター TEL:(0568)88-0247 場所:神屋町1番地2

## 17 防災

災害時の避難所・避難場所を確認しておきましょう。市内の災害時の避難所・避難場所を图示した「地震防災マップ」、「洪水ハザードマップ」を作成しています。

市役所ほか市内の公共施設でお渡ししています。

(地震防災マップ)

[https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/bosai/1025983/1025986/jishinbosai\\_map.html](https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/bosai/1025983/1025986/jishinbosai_map.html)

(洪水ハザードマップ)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/machi/haisui/hazardmap/index.html>



## 18 税金

### (1) 所得税(国税)

小牧税務署 TEL: (0568) 72-2111

〒485-8651 愛知県小牧市中央一丁目 424 番地

〔所得税とは〕

- ・個人の1年間(1月1日～12月31日)の所得に対する税金です。
- ・税率は、5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階で、課税される所得が多いほど、税率が高くなります。

### (2) 市民税・県民税・森林環境税

市民税課 TEL: (0568) 85-6093

【市民税・県民税】

春日井市に納める税金を市民税、愛知県に納める税金を県民税といい、あわせて「住民税」と呼ばれています。

**税額**: 前年(1月1日～12月31日)の所得に対して課税されます。

定額の均等割額と、所得に応じた所得割額で構成されています。



・市民税・県民税は、

- ① 1月1日現在春日井市に住所がある人
  - ② 市外に住所があり、1月1日現在春日井市に事務所や家屋敷がある人
- ①または②に該当し、基準額を超える所得がある場合に課税されます。

※②の場合は市民税・県民税均等割額のみ課税されます。

〔森林環境税(国税)〕

森林の適切な整備をするための税金です。市民税・県民税と一緒に徴収されます。

**税額**: 1,000円

## 〔税金を納める方法〕

### ①給与からの特別徴収

勤務先（事業所）が、本人の給与から市民税・県民税を差し引いて、本人に代わって納税する方法

### ②普通徴収

市から郵送される納税通知書（納付書）を用いて、本人が金融機関やコンビニエンスストア等で納税する方法

### ③公的年金からの特別徴収

65歳以上の人「公的年金等に対する市民税・県民税」を、支給される公的年金から差し引いて、本人に代わって納税する方法

（個人市民税、個人県民税、森林環境税（国税））

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/shiminzei2/index.html>



## 〔租税条約〕

租税条約とは、二重課税の除去並びに脱税及び租税回避防止のために、国と国との間で結ばれる税金の取り決めです。

条約を結んでいる国からの留学生や事業修習者などで一定の条件を満たしている場合、所得税や市民税・県民税の課税が免除または非課税になる場合があります。国によって内容が異なるので、財務省ホームページで確認してください。

## 〔自分の国に戻るとき〕

### ①納税管理人を指定する

納税管理人は、あなたの代わりに税金に関する手続きの管理をする人です。日本を出国するときは、必ず納税管理人を決めてください。

（納税管理人について）

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/shiminzei2/1022678.html>



## ②残りの税金を納める

税金の残りがある場合は、日本を出る前に納めなければなりません。

市民税・県民税・森林環境税を給与から引かれている場合は、最後の給料でまとめて納めることができます。会社の人と相談してください。

日本を出る前に、すべて払うことができない場合は、後日、指定した納税管理人に税金のお知らせが届きます。

## (3) 軽自動車税 種別割

市民税課 TEL: (0568) 85-6092

[軽自動車税 種別割とは]

- ・4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・2輪の小型自動車)を所有している人に課税されます。
- ・軽自動車等の定置場が所在する市町村で課税されます。
- ・税額は、種別や初度検査年月等によって定められています。

[軽自動車等の住所変更等の手続き先]

・原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

市民税課 TEL: (0568) 85-6092

・2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 TEL: 050-5540-2048

・2輪の小型自動車(250cc超)

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 TEL: 050-5540-2048

・3輪、4輪の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 TEL: 050-3816-1773

## (4) 固定資産税

資産税課 TEL: (0568) 85-6101

固定資産税は、1月1日現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人にかかる税金です。税額は、その固定資産の価格をもとに算定され、その固定資産の所在する市町村に納める必要があります。

(固定資産税)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/kotei/index.html>



## (5) 市税等の納付

収納課 TEL:(0568)85-6111

市税等の納付は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストア、市役所・出張所での窓口納付の他、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリでも納付できます。

また、固定資産税や軽自動車税(種別割)は、納付書に印字されたeL-QR(地方税統一QRコード)を利用して、地方税お支払サイト(クレジットカード、インターネットバンキングなど)、eL-QR 対応スマートフォン決済アプリ、全国の eL-QR 対応金融機関で納付できます。

納期限までに市税等を完納しなかった場合は、納付した日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

また、納付が無い状態が続くと、財産の差押さえなどの処分を受けますので、納付が困難な場合には、収納課へ相談してください。

(市税等の納付方法・納付場所について)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/1369syunou.html>



## (6) 税の証明書

No	種類	手数料	担当課
1	所得課税証明書	300円/件	市民税課
2	事業所証明書	//	TEL:(0568)85-6092
3	納税証明書・納付証明書	//	
4	滞納がないことの証明書	//	収納課 TEL:(0568)85-6117
5	継続検査用納税証明書	無料	
6	固定資産に関する証明書 ・評価証明書(土地・家屋) ・公租公課証明書(土地・家屋) ・課税台帳証明書(名寄帳)など	300円/枚	資産税課 TEL:(0568)85-6101

(市税関係証明書)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/zei/zei/1003447.html>



## 19 建築

建築指導課 TEL:(0568)85-6324

建築物に係る工事を行う場合は、法令による手続きが必要になりますので、必ず事前に建築士へご相談ください。

なお、屋根と柱、又は屋根と壁があれば建築物となります。さらに、建築物に附属する門や塀も建築物となります。

### 【建築物になる例】

住宅、店舗、事務所、車庫(カーポート含む)、倉庫(コンテナ倉庫含む)など

## 20 水道

上下水道部 上下水道業務課 お客様窓口

業務時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

TEL:(0568)85-6411

### ○水道の使用開始や中止の届出

使用したい日(中止したい日)の3営業日前までにお申込みください。営業日とは、平日の月曜日から金曜日を含みます。土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)は休業日となります。

※お客様番号をお知らせください。

(水道・下水道の使用開始・中止の申込みなど)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/1020870/1021186/1021475/index.html>

インターネットからもお申込みができます。→



## 21 ペット(狂犬病予防)

環境保全課 TEL:(0568)85-6279

狂犬病予防のために、生後91日以上の子犬の飼い主は、狂犬病予防法で生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬につけておくことが義務付けられています。

また、引越しや譲渡で住所、所有者が変わった場合や、犬が死亡したときも届出が必要となります。

狂犬病予防(犬の登録・注射)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1033189/1003754/kyouken.html>



## □外国人向け広報誌「Information KASUGAI」

市内で行われる催しや市からのお知らせなどを英語・中国語・ポルトガル語に翻訳した広報誌で、毎月1日ごろに発行しています。

## 「Information KASUGAI」配布場所一覧

市役所情報コーナー、戸籍住民課窓口、国際交流ルーム、レディヤンかすがい、東部市民センター、坂下出張所、味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館(2025年夏頃まで改修工事中)、坂下公民館、春日井市民病院、ルネック、高蔵寺郵便局、中部大学、春日井警察署、春日井情報発信センター「Lirick(リリック)」、グルッポふじとう、ささえ愛センター 計 22 か所

## □図書館の利用

図書館 Tel: (0568) 85-6800

グルッポふじとう図書館 Tel: (0568) 37-4924

春日井市内に住所のある方、在勤・在学の方、及び愛知県内に住所のある方は、図書館資料を借りることができます。また外国語の資料もありますのでご利用ください。

所蔵している外国語資料の言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語など

外国語資料の分野 : 小説・随筆、絵本、童話、DVD、CDなど

外国語資料の冊数 : 約4,100冊(うち児童書約2,800冊)

資料を借りる際必要なもの:在留カード、免許証、保険証など住所・氏名・生年月日など確認できるものを持参のうえ、「利用者カード」を作成してください。

## □区・町内会・自治会への加入

市民生活課 Tel: (0568) 85-6617

区・町内会・自治会は、自分たちのまちを安心して暮らせる住みよい環境にするため、同じ地域に住んだ縁で自主的に組織された団体です。災害などのいざというときには、隣近所の助け合いが必要となりますが、隣近所の顔が見えにくい現代社会において、地域のつながりを深める意味からも、大変重要な役割を果たしています。

区・町内会・自治会は任意団体ですので、加入の法的義務はありませんが、市では、互いの顔が見える地域のきずなづくりのため、加入を促進しています。

その他、区・町内会・自治会では、広報春日井や市からのお知らせ、地域の行事などの情報もお知らせしています。

加入の申し込みは、お住まいの地域の会長・役員にご連絡ください。なお、会長がわからない場合は、市民生活課までお問い合わせください。

(町内会活動)

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1033189/chonaiikai/index.html>

市ホームページからも加入申し込みができます。→

